

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物

本社(寄稿)に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より
各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を

陸軍大演習

陸軍の特別大演習は本月廿三、四、五の三日間を以て宇
統監附近に施行するものと爲り天皇陛下にも親から

以上の大兵を運用して實地に作戦の計畫を試みるは一
昨年の大演習にして大に進歩の實を表したるものなり

なりと云ふ其費用の多少は即ち進歩の一と見て見る可
きものなれども我輩は此一事を以て特に鐵道の効能に

と爲さば軍事上の便利は云ふまでもなく一國の經濟上
にも非常の利益を見るに至る理也(一)は今回の演習に

宇都宮もしくは白川附近に集中し其期日に至れば雙方
共に並に一大軍團を組成するの計畫にして此十數日間

意す可きは豫備兵集散の一事なり豫備兵の招集には自
から一定の期日あれば若しも鐵道の便利なきときは

官報

○司法省告示第五十九號
德島地方裁判所管内徳島縣阿波國美馬郡岩倉村明治十

○司法省告示第六十號
富山地方裁判所管内杉木新區裁判所平出張所明治二十

○逓信省告示第二四三號
郵便爲替事務約定第三條第六項ニ據リ郵便爲替金ノ特

○逓信省告示第二四四號
郵便爲替事務約定第三條第七項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二四五號
郵便爲替事務約定第三條第八項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二四六號
郵便爲替事務約定第三條第九項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二四七號
郵便爲替事務約定第三條第十項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二四八號
郵便爲替事務約定第三條第十一項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二四九號
郵便爲替事務約定第三條第十二項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二五〇號
郵便爲替事務約定第三條第十三項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二五一號
郵便爲替事務約定第三條第十四項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二五二號
郵便爲替事務約定第三條第十五項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二五三號
郵便爲替事務約定第三條第十六項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二五四號
郵便爲替事務約定第三條第十七項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二五五號
郵便爲替事務約定第三條第十八項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二五六號
郵便爲替事務約定第三條第十九項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二五七號
郵便爲替事務約定第三條第二十項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二五八號
郵便爲替事務約定第三條第二十一項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二五九號
郵便爲替事務約定第三條第二十二項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二六〇號
郵便爲替事務約定第三條第二十三項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二六一號
郵便爲替事務約定第三條第二十四項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二六二號
郵便爲替事務約定第三條第二十五項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二六三號
郵便爲替事務約定第三條第二十六項ニ據リ郵便爲替金若ク

○逓信省告示第二六四號
郵便爲替事務約定第三條第二十七項ニ據リ郵便爲替金若ク

章を出したるが其文意に云く英國議會の撰舉に就て最
も伊太利人の心を感ぜしむるものは候補者の仕事の異

國の名望ある下院議員は其人の無禮を怒る可し
我國に於ては黨派政治の勢力實に弱し其弱き次第を示

一人の性質と多少撰舉人の私利私欲を加味したるも
の爲めに定まるべきなり尤も自由黨の撰舉場裏に於

然る可き性質の者なりと認め居るが故に斯る卑屈の國
に於ては政府を代表し居る所の人の直接の運動が撰舉

此弊害を憎むが爲め云ふには非ずして之に由て己れを
利するも能はざるが故に唱ふるなり

○埼玉縣立尋常中學校の位置決定 昨年十二月を以て
改正したる中學校令の結果として何れの府縣にても必

○西比利鐵道 露國の軍略上に必
一度は開通する時は東洋と歐洲間

○支那の輸入總額 英國より輸入するもの
支那の輸出總額 英國より輸出するもの

政黨者流の爲に犧牲に供すべきものには
大臣も其邊の處置に就き知事にも通上

縣會が此の撰定權を有するものにあつたらば
縣會は縣下に浦和町に中學校新設案を

論ぜり參考の爲め其大要を左に掲
西比利鐵道落成すれば支那と歐洲西

輸入を増すに從て英國より輸入するもの
輸入額及び其内英國の手よりする高

○支那の輸入總額 英國より輸入するもの
支那の輸出總額 英國より輸出するもの

○支那の輸入總額 英國より輸入するもの
支那の輸出總額 英國より輸出するもの

○支那の輸入總額 英國より輸入するもの
支那の輸出總額 英國より輸出するもの

○支那の輸入總額 英國より輸入するもの
支那の輸出總額 英國より輸出するもの

時三十分 午後五時十分(上) 午後七時十分 午後九時十分
時三十分 午後五時十分(上) 午後七時十分 午後九時十分

時三十分 午後五時十分(上) 午後七時十分 午後九時十分
時三十分 午後五時十分(上) 午後七時十分 午後九時十分

時三十分 午後五時十分(上) 午後七時十分 午後九時十分
時三十分 午後五時十分(上) 午後七時十分 午後九時十分

時三十分 午後五時十分(上) 午後七時十分 午後九時十分
時三十分 午後五時十分(上) 午後七時十分 午後九時十分